

2 給水栓水水質概要

(1) 水質検査結果の概要

(2) 水質基準項目 (50 項目) 解説

(1) 水質検査結果の概要

本市では平成19年度に法令で定める水質基準項目検査(50項目検査)を市内の給水栓8箇所で実施しましたが、全箇所で全ての項目とも水質基準に適合しています。(参照:別表1)

また、市では水質管理目標設定項目、独自項目の検査も行いその検査結果は後記のとおりです。

(2) 水質基準項目(50項目)解説

1 一般細菌

(水質基準:1mlの検水で形成される集落数が100以下であること)

水道水の外部よりの汚染等を判定する指標として検査を行っています。

平成19年度検査結果は、全地点において1mlの検水で集落数は0個です。

2 大腸菌

(水質基準:検出されないこと)

大腸菌は、人や動物の糞便中に多数存在するため人、動物の糞便水等に汚染されていないかの検査を行っています。

尚、飲料水に大腸菌が検出された場合はだだちに対応が必要とされます。

平成19年度は、全地点において不検出です。

3 カドミウム及びその化合物

(水質基準:カドミウムの量に関して、0.01mg/l以下であること)

自然水中に含まれることはまれであり、工場排水等から河川に混入することが考えられます。

平成19年度は、全地点において 0.001mg/l未満です。

4 水銀及びその化合物

(水質基準:水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること)

自然水中には、ほとんど検出されることはありませんが、まれに地質由来により、湧水中に含まれることがあります。河川等の汚染としては工場排水等が考えられます。

平成19年度は、全地点において 0.00005mg/l未満です。

5 セレン及びその化合物

(水質基準:セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること)

生体必須元素の1つです。自然水中に含まれることはまれであり、工場排水等から河川に混入することが考えられます。

平成19年度は、0.001mg/l未満～0.005mg/lの範囲です。

6 鉛及びその化合物

(水質基準:鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること)

河川等へは、工場排水等により汚染されると考えられますが、水道水中に検出される場合は、給水に用いられる鉛管が原因と考えられるため、本市においては鉛管対策としてpH調整を行っています。

平成19年度は、0.001mg/l未満～0.001mg/lです。

7 ヒ素及びその化合物

(水質基準:ヒ素の量に関して0.01mg/l以下であること)

河川等へは鉱山排水、工場排水等により高濃度になりことがあります。地下水においても、地質の影響により検出することがあります。

平成19年度は、0.001mg/l未満～0.002mg/lの範囲です。

8 六価クロム化合物

(水質基準:六価クロムの量に関して0.05mg/l以下であること)

河川等へはメッキ、染料の原料として使用されているため、工場排水等から混入するおそれがあります。

平成19年度は、0.005mg/l未満～0.006mg/lです。

9 シアン化物イオン及び塩化シアン

(水質基準:シアンの量に関して0.01mg/l以下であること)

自然水中には、ほとんど含まれていませんが、メッキ工場等の排水により河川に含まれることがあります。尚、通常の浄水処理では除去できないため、水道原水に含まれている場合は取水停止等の措置が必要になります。

平成19年度は、全地点において 0.001mg/l未満です。

10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

(水質基準:10mg/l以下であること)

様々な窒素化合物が細菌等により分解され、亜硝酸態窒素・硝酸態窒素が生成されます。硝酸態窒素は、体内で亜硝酸態窒素へ還元され酸素運搬機能がないメトヘモグロビンを生成するため、水質基準は硝酸態窒素と亜硝酸態窒素の合計量となっています。尚、給水栓水での硝酸態窒素は、通常の水処理では変化しないため原水中の濃度とほぼ同じです。

平成19年度は、0.02mg/l未満～1.8mg/lの範囲です。

11 フッ素及びその化合物

(水質基準:フッ素の量に関して 0.8mg/l以下であること)

地質に由来し、ほとんどの自然水中に含まれます。また、工場排水等の混入により多く含まれることもあります。

本市においては、毎月宝塚市広報紙において検査結果を公表しています。平成19年度は、0.06mg/l～0.55mg/lの範囲です。

12 ホウ素及びその化合物

(水質基準:ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること)

自然水中に含まれることはまれですが、火山地域の地下水、温泉水からの混入があります。また、金属表面処理工場排水等からの混入により河川に含まれることがあります。

平成19年度は、0.02mg/l未満～0.27mg/lの範囲です。

13 四塩化炭素

(水質基準:0.002mg/l以下であること)

フルオロカーボン類(フロン11、フロン12等の冷媒)の原料として使用されることが多く、その他各種の溶剤、洗浄剤、殺虫剤の原料としても使用されています。尚、地表水に混入した場合は、比較的短時間で大気中に揮散されます。

平成19年度は、全地点において 0.0002mg/l未満です。

14 1,4-ジオキサン

(水質基準:0.05mg/l以下であること)

溶剤及び洗浄剤として広く使用されています。親水性、難分解性のため、地下水、河川水等から検出されることがあります。尚、通常の浄水処理による除去は期待できません。

平成19年度は、全地点において 0.005mg/l未満です。

15 1,1-ジクロロエチレン

(水質基準:0.02mg/l以下であること)

主たる用途は、塩化ビニリデン樹脂の原料であります。塩化ビニリデン樹脂は、家庭用ラップ、食品包装用フィルムとしての需要があります。尚、地表水に混入した場合は、速やかに大気中に揮散します。

平成19年度は、全地点において 0.002mg/l未満です。

16 シス-1,2-ジクロロエチレン

(水質基準:0.04mg/l以下であること)

溶剤、染料抽出剤、香料の製造にしようされます。表流水中に混入した場合は、大気中に揮散すると考えられています。

平成19年度は、全地点において 0.004mg/l未満です。

17 ジクロロメタン

(水質基準:0.02mg/l以下であること)

塗料の剥離剤、プリント基盤の洗浄剤、エアロゾルの噴射剤等に使用されています。人に対する健康影響としては、高濃度吸入暴露の場合、中枢神経系へ影響を及ぼします。

平成19年度は、全地点において 0.002mg/l未満です。

18 テトラクロロエチレン

(水質基準:0.01mg/l以下であること)

ドライクリーニング洗浄剤、金属表面の脱脂洗浄剤として使用されています。表流水中に混入した場合は、大気中に揮散すると考えられています。

平成19年度は、全地点において 0.001mg/l未満です。

19 トリクロロエチレン

(水質基準:0.03mg/l以下であること)

金属機械部品等の脱脂洗浄剤、ドライクリーニング洗浄剤として使用されています。表流水中に混入した場合は、大気中に揮散すると考えられています。

平成19年度は、全地点において 0.003mg/l未満です。

20 ベンゼン

(水質基準:0.01mg/l以下であること)

染料、合成洗剤、合成繊維、農薬等の多様な製品の合成原料、あるいはそれらの溶剤として広く使用されています。環境中での最大発生源は、ガソリンの燃焼に伴うものであります。

平成19年度は、全地点において 0.001mg/l未満です。

21 クロロ酢酸

(水質基準:0.02mg/l以下であること)

塩素消毒の際、生成する消毒副生成物です。

平成19年度は、全地点において0.002mg/l未満～0.004mg/lです。

22 クロロホルム

(水質基準:0.06mg/l以下であること)

浄水処理過程で消毒用の塩素と水中のフミン質等の有機物質が反応して生成されるトリハロメタンの成分の1つです。一般に水道水に生成されるトリハロメタンの中で最も多く生成される成分です。

平成19年度は、0.001mg/l未満～0.041mg/l の範囲です。

23 ジクロロ酢酸

(水質基準:0.04mg/l以下であること)

水中にフミン質や類似物質が存在しますと、塩素処理等により生成される1成分です。

平成19年度は、0.004mg/l未満～0.020mg/l の範囲です。

24 ジブロモクロロメタン

(水質基準:0.1mg/l以下であること)

浄水処理過程において消毒用の塩素と水中のフミン質等の有機物質が反応して生成されるトリハロメタン成分の1つです。

平成19年度は、0.001mg/l未満～0.020mg/l の範囲です。

25 臭素酸

(水質基準:0.01mg/l以下であること)

オゾンによる水処理や消毒用の塩素により、水中の臭素イオンが酸化されて生成される成分です。また、自然水中にはほとんど含まれていませんが、生活排水、工場排水の混入によって含まれることがあります。

平成19年度は、0.001mg/l未満～0.002mg/l の範囲です。

26 総トリハロメタン

(水質基準:0.1mg/l以下であること)

クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和のことをいいます。

平成19年度は、0.001mg/l～0.047mg/l の範囲です。

27 トリクロロ酢酸

(水質基準:0.2mg/l以下であること)

水中にフミン質や類似物質が存在しますと、塩素処理等により生成される1成分です。

平成19年度は、0.02mg/l未満～0.02mg/lです。

28 ブロモジクロロメタン

(水質基準:0.03mg/l以下であること)

浄水処理過程において消毒用の塩素と水中のフミン質等の有機物質が反応して生成されるトリハロメタン成分の1つです。

平成19年度は、0.001mg/l未満～0.017mg/l の範囲です。

29 ブロモホルム

(水質基準:0.09mg/l以下であること)

浄水処理過程において消毒用の塩素と水中のフミン質等の有機物質が反応して生成されるトリハロメタン成分の1つであり、生成量は原水中の臭素イオン濃度に大きく影響されます。

平成19年度は、0.001mg/l未満～0.004mg/l の範囲です。

30 ホルムアルデヒド

(水質基準:0.08mg/l以下であること)

石炭酸系・尿素系・メラミン系合成樹脂の原料、医薬品、農薬や消毒剤等に使用されています。飲料水においては、塩素処理、オゾン処理に由来することが多いです。

平成19年度は、0.008mg/l未満～0.011mg/l の範囲です。

31 亜鉛及びその化合物

(水質基準:亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること)

生体必須元素の1つ。自然水中の濃度は微量であり、水中への汚染としては工場排水等からの混入があります。水道の障害としましては給水管に使用した亜鉛メッキ鋼管の溶出によるものがあります。

平成19年度は、全地点において 0.1mg/l未満です。

32 アルミニウム及びその化合物

(水質基準:アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること)

地球上に広く多量に存在する金属であり、浄水処理において凝集剤としてアルミニウム化合物が広く使用されています。尚、凝集剤として添加されたほとんどは不溶性の水酸化アルミニウムとなり処理過程において除去されます。

平成19年度は、0.02mg/l未満～0.14mg/l の範囲です。

33 鉄及びその化合物

(水質基準:鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること)

生体必須元素の1つ。自然界では2番目に多い金属です。河川水中の鉄は、地質に起因するもののほか、鉱山廃水、工場排水から混入する場合があります。水道の障害としましては、不快な臭気(金気臭等)、赤水があります。

平成19年度は、0.03mg/l未満～0.05mg/l の範囲です。

34 銅及びその化合物

(水質基準:銅の量に関して、1.0mg/l以下であること)

生体必須元素の1つ。水道での障害としましては、各家庭に設置している給湯器等の銅管より微量の銅が水道水に溶出し、石けんの脂肪酸と反応して青色の「銅石けん」が生成されるためタイル等に着色することがあります。

平成19年度は、全地点において 0.1mg/l未満です。

35 ナトリウム及びその化合物

(水質基準:ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること)

生体必須元素の1つ。自然水中に広く存在する元素です。海水、工場排水、塩素処理等の水処理に由来すると考えられています。

平成19年度は、10mg/l～75mg/l の範囲です。

36 マンガン及びその化合物

(水質基準:マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること)

生体必須元素の1つ。自然水中のマンガンは、主として地質に起因しています。水道水においては、マンガンは微量でも色度が増加したり、配・給水管内で酸化した状態で蓄積し、「黒い水」の原因にもなります。

平成19年度は、0.001mg/l未満～0.003mg/l の範囲です。

37 塩化物イオン

(水質基準:200mg/l以下であること)

自然水中の塩化物イオンは、主として地質に由来します。塩化物イオンが、高濃度になると味覚を損ないます。

平成19年度は、15mg/l～100mg/l の範囲です。

38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)

(水質基準:300mg/l以下であること)

水中のカルシウムイオン及びマグネシウムイオンの量を、これに対応する炭酸カルシウムのmg/lに換算して表したものです。硬度が高い水を硬水、低い水を軟水と表しています。尚、カルシウム・マグネシウムは生体必須元素です。

平成19年度は、23mg/l～120mg/l の範囲です。

39 蒸発残留物

(水質基準:500mg/l以下であること)

水を蒸発乾固した時に残る物質の総量をmg/lで表したものです。主な物質は、カルシウム、マグネシウム、ナトリウム、カリウム、ケイ酸、塩化物等で、ほとんどが地質に由来しています。尚、蒸発残留物が多く含む場合も、少ない場合も味に影響し、味覚を損ないます。

平成19年度は、75mg/l～370mg/l の範囲です。

40 陰イオン界面活性剤

(水質基準:0.2mg/l以下であること)

合成洗剤の主剤の1つです。工場排水、家庭下水などの混入に由来しており、水中に存在すると発泡の原因となります。

平成19年度は、全地点において 0.02mg/l未満です。

41 ジェオスミン

(水質基準:0.00001mg/l以下であること)

カビ臭の原因物質の1つです。湖沼などで繁殖した藍藻類のアナベナ等により生産されて、水道水の異臭味障害を起こします。本市においては、川下川貯水池の状況等により活性炭処理を追加します。

平成19年度は、0.000001mg/l未満～0.000002mg/l の範囲です。

42 2-メチルイソボルネオール

(水質基準:0.00001mg/l以下であること)

カビ臭の原因物質の1つです。湖沼などで繁殖した藍藻類のフォルミディウム等により生産されて墨汁のような臭いがします。本市においては、川下川貯水池の状況等により活性炭処理を追加します。

平成19年度は、0.000001mg/l未満～0.000006mg/l の範囲です。

43 非イオン界面活性剤

(水質基準:0.02mg/l以下であること)

水溶液中にて、イオン性を示さない界面活性剤を総称して非イオン界面活性剤と呼びます。主に、洗浄剤や乳化剤として使用されています。

平成19年度は、全地点において 0.005mg/l未満です。

44 フェノール類

(水質基準:フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること)

フェノール類とは、フェノール(石炭酸)及び各種のフェノール化合物を総称したものです。主に、消毒剤・防腐剤に使用されており、天然中には存在しません。水道水においては、水道原水にフェノールが混入すると塩素処理においてクロロフェノールが生成され、水道水に不快な臭気をあたえます。

平成19年度は、全地点において 0.0005mg/l未満です。

45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)

(水質基準:5mg/l以下であること)

水中の全有機炭素は、種々の有機化合物から構成されており、これらの有機化合物に含まれる炭素量をいいます。水中に含まれる有機物総量の指標として用いることができるため、原水の有機物汚染の状況や浄水処理過程における水の処理性評価に利用することができます。

平成19年度は、0.5mg/l未満～1.6mg/l の範囲です。

46 pH値

(水質基準:5.8以上8.6以下であること)

pH7は中性で、これより値が大きくなるとアルカリ性、小さくなると酸性です。pH値は汚染等による水質変化の指標となります。また、水処理において薬品注入率の決定・注入の良否・水道器材に対する腐食性の判定に有効です。

平成19年度は、6.9～7.6 の範囲です。

47 味

(水質基準:異常でないこと)

水の味は、地質・プランクトンの繁殖等に起因します。

平成19年度は、全ての検査において「異常なし」です。

48 臭気

(水質基準:異常でないこと)

水の臭気は、藻類等の生物繁殖・地質・水の塩素処理等に起因します。
平成19年度は、全ての検査において「異常なし」です。

49 色度

(水質基準:五度以下であること)

水の色の程度を数値で表したものです。天然水中の色度は、主に樹木などが微生物により分解された有機物であるフミン質に由来し、類黄色ないし黄褐色を呈します。

平成19年度は、全地点において 1度未満です。

50 濁度

(水質基準項目:二度以下であること)

水の濁りの程度を数値で表したものです。濁りは、水処理効果の判定、水の汚染状況等の判定で重要な項目となっています。

平成19年度は、0.1度未満～0.2度 の範囲です。

| 平成19年度 水質検査結果 最小値 最大値 | | 採水地点 (浄水場系統) | 西消防署西谷分遣所 (玉瀬系) | 宝塚市上下水道局 水質試験所 (惣川系) | ゆずり葉緑地 (生瀬系) | 雲雀丘サービス ステーション (川面系) | 安倉中保育所 (小浜系) | 宝塚市上下水道局 (小林系) | 高司ふれ愛公園 (亀井系) | 中山台サービス ステーション (多田系) |
|--------------------------|---------------|---------------------|---------------------|----------------------------|-----------------|----------------------------|---------------------|-------------------|------------------|----------------------------|
| 検査項目 | | 最小値～最大値 | 最小値～最大値 | 最小値～最大値 | 最小値～最大値 | 最小値～最大値 | 最小値～最大値 | 最小値～最大値 | 最小値～最大値 | 最小値～最大値 |
| 水質基準項目 | 水質基準 | | | | | | | | | |
| 1 一般細菌 | ※1ml中100以下 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 大腸菌 | 検出されないこと | 陰性 | 陰性 | 陰性 | 陰性 | 陰性 | 陰性 | 陰性 | 陰性 | 陰性 |
| 3 カドミウム及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 4 水銀及びその化合物 | 0.0005mg/L以下 | 0.00005未満 | 0.00005未満 | 0.00005未満 | 0.00005未満 | 0.00005未満 | 0.00005未満 | 0.00005未満 | 0.00005未満 | 0.00005未満 |
| 5 セレン及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 0.001未満～0.002 | 0.001未満～0.002 | 0.001未満～0.004 | 0.002～0.004 | 0.002～0.004 | 0.002～0.005 | 0.002～0.005 | 0.001～0.003 | 0.001未満～0.002 |
| 6 鉛及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 7 ヒ素及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満～0.002 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 8 六価クロム化合物 | 0.05mg/L以下 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満～0.005 | 0.005未満～0.006 | 0.005未満 | 0.005未満 |
| 9 シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下 | 0.08～0.53 | 0.10～0.56 | 0.10～1.1 | 0.02未満～0.19 | 0.39～1.2 | 0.51～1.8 | 0.10～0.58 | 0.28～0.74 | 0.28～0.74 |
| 11 フッ素及びその化合物 | 0.8mg/L以下 | 0.06～0.15 | 0.17～0.40 | 0.22～0.43 | 0.18～0.26 | 0.27～0.43 | 0.31～0.55 | 0.27～0.40 | 0.11～0.25 | 0.11～0.25 |
| 12 ホウ素及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | 0.02～0.07 | 0.02未満～0.05 | 0.03～0.19 | 0.11～0.17 | 0.11～0.23 | 0.10～0.27 | 0.08～0.13 | 0.03～0.06 | 0.03～0.06 |
| 13 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | 0.0002未満 | 0.0002未満 | 0.0002未満 | 0.0002未満 | 0.0002未満 | 0.0002未満 | 0.0002未満 | 0.0002未満 | 0.0002未満 |
| 14 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 |
| 15 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 |
| 16 シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | 0.004未満 | 0.004未満 | 0.004未満 | 0.004未満 | 0.004未満 | 0.004未満 | 0.004未満 | 0.004未満 | 0.004未満 |
| 17 ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 |
| 18 テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 19 トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下 | 0.003未満 | 0.003未満 | 0.003未満 | 0.003未満 | 0.003未満 | 0.003未満 | 0.003未満 | 0.003未満 | 0.003未満 |
| 20 ベンゼン | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 21 クロロ酢酸 | 0.02mg/L以下 | 0.002未満～0.002 | 0.002未満～0.004 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 |
| 22 クロロホルム | 0.06mg/L以下 | 0.005～0.041 | 0.008～0.030 | 0.004～0.031 | 0.001未満 | 0.001未満～0.006 | 0.003～0.014 | 0.001未満～0.003 | 0.001～0.015 | 0.001～0.015 |
| 23 ジクロロ酢酸 | 0.04mg/L以下 | 0.004未満～0.014 | 0.006～0.020 | 0.004未満～0.013 | 0.004未満 | 0.004未満 | 0.004未満 | 0.004未満 | 0.004未満～0.008 | 0.004未満～0.008 |
| 24 ジプロモクロロメタン | 0.1mg/L以下 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満～0.003 | 0.002～0.008 | 0.001～0.002 | 0.003～0.009 | 0.006～0.020 | 0.002～0.004 | 0.002～0.008 | 0.002～0.008 |
| 25 臭素酸 | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | 0.001～0.002 | 0.001未満～0.002 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 26 総トリハロメタン | 0.1mg/L以下 | 0.008～0.047 | 0.014～0.039 | 0.022～0.047 | 0.001～0.004 | 0.005～0.021 | 0.017～0.046 | 0.003～0.010 | 0.005～0.027 | 0.005～0.027 |
| 27 トリクロロ酢酸 | 0.2mg/L以下 | 0.02未満 | 0.02未満～0.02 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 |
| 28 ブロモジクロロメタン | 0.03mg/L以下 | 0.003～0.006 | 0.005～0.009 | 0.007～0.012 | 0.001未満～0.001 | 0.001～0.006 | 0.006～0.017 | 0.001～0.003 | 0.002～0.010 | 0.002～0.010 |
| 29 ブロモホルム | 0.09mg/L以下 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満～0.001 | 0.001～0.003 | 0.001未満～0.004 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 30 ホルムアルデヒド | 0.08mg/L以下 | 0.008未満 | 0.008未満 | 0.008未満～0.010 | 0.008未満 | 0.008未満 | 0.008未満～0.011 | 0.008未満 | 0.008未満 | 0.008未満 |
| 31 亜鉛及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 |
| 32 アルミニウム及びその化合物 | 0.2mg/L以下 | 0.02未満～0.05 | 0.03～0.14 | 0.02未満～0.10 | 0.02未満 | 0.02未満～0.05 | 0.02未満～0.02 | 0.02未満 | 0.02未満～0.07 | 0.02未満～0.07 |
| 33 鉄及びその化合物 | 0.3mg/L以下 | 0.03未満～0.05 | 0.03未満 | 0.03未満 | 0.03未満 | 0.03未満 | 0.03未満～0.04 | 0.03未満 | 0.03未満 | 0.03未満 |
| 34 銅及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 |
| 35 ナトリウム及びその化合物 | 200mg/L以下 | 12～15 | 13～20 | 15～48 | 55～58 | 35～64 | 29～75 | 38～43 | 10～17 | 10～17 |
| 36 マンガン及びその化合物 | 0.05mg/L以下 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満～0.002 | 0.001未満～0.002 | 0.001未満 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満～0.003 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 37 塩化物イオン | 200mg/L以下 | 15～21 | 15～24 | 18～62 | 55～63 | 33～89 | 35～100 | 39～45 | 17～24 | 17～24 |
| 38 カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/L以下 | 27～39 | 23～50 | 32～85 | 47～66 | 52～99 | 50～120 | 46～62 | 40～58 | 40～58 |
| 39 蒸発残留物 | 500mg/L以下 | 75～100 | 88～130 | 97～240 | 230～260 | 170～310 | 180～370 | 190～240 | 93～130 | 93～130 |
| 40 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/L以下 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 |
| 41 ジェオミン | 0.00001mg/L以下 | 0.000001未満～0.000002 | 0.000001未満～0.000002 | 0.000001未満～0.000002 | 0.000001未満 | 0.000001未満 | 0.000001未満～0.000002 | 0.000001未満 | 0.000001未満 | 0.000001未満～0.000001 |
| 42 2-メチルイソボルネオール | 0.00001mg/L以下 | 0.000001未満～0.000001 | 0.000001未満～0.000006 | 0.000001未満～0.000005 | 0.000001未満 | 0.000001未満 | 0.000001未満～0.000002 | 0.000001未満 | 0.000001未満 | 0.000001未満 |
| 43 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/L以下 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 |
| 44 フェノール類 | 0.005mg/L以下 | 0.0005未満 | 0.0005未満 | 0.0005未満 | 0.0005未満 | 0.0005未満 | 0.0005未満 | 0.0005未満 | 0.0005未満 | 0.0005未満 |
| 45 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 5mg/L以下 | 1.1～1.6 | 1.0～1.6 | 1.1～1.5 | 0.5未満 | 0.5～0.8 | 0.6～1.4 | 0.5未満 | 0.7～1.0 | 0.7～1.0 |
| 46 pH値 | 5.8～8.6 | 7.1～7.4 | 7.4～7.6 | 7.4～7.6 | 6.9～7.1 | 7.2～7.4 | 7.0～7.4 | 7.0～7.2 | 7.3～7.6 | 7.3～7.6 |
| 47 味 | 異常でないこと | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし |
| 48 臭気 | 異常でないこと | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし |
| 49 色度 | 5度以下 | 1未満 | 1未満 | 1未満 | 1未満 | 1未満 | 1未満 | 1未満 | 1未満 | 1未満 |
| 50 濁度 | 2度以下 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満～0.2 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 |

※(1)一般細菌の水質基準値は、「1mlの検水で形成される集落数が100以下」です。